

議員自己評価結果からの課題抽出

■主要事業に入れる項目

- 議会政策形成サイクルの進化
- 町民との意見交換会の深化と充実(多様な住民参加機会の創出)
- 議員間討議(自由討議)の強化
 - ・ 外部評価手法を確立する

議会基本条例

<p>(P 3)</p> <p>第3条(3) 議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。</p> <p>→討議力(自由討議・議員間討議)</p>	前年同
<p>(P 3)</p> <p>第3条(4) 議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。</p> <p>→討議力(自由討議・議員間討議)・情報公開</p>	
<p>(P 4)</p> <p>第4条(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。</p> <p>→討議力(自由討議・議員間討議)・論点の明確化</p>	
<p>(P 5)</p> <p>第5条(2) 議員(あなた)は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。</p> <p>→討議力(自由討議・議員間討議)</p>	前年同
<p>(P 5)</p> <p>第5条(3) 議員(あなた)は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。</p> <p>→議員力、自己研鑽</p>	前年同
<p>(P 7)</p> <p>第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。</p> <p>→議員研修の強化</p>	
<p>(P 7)</p> <p>第6条第2項 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。</p> <p>→議員研修の強化</p>	前年同

<p>(P 8)</p> <p>第 8 条第 3 項 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。</p> <p>→住民参加、専門的知見の活用</p>	前年同
<p>(P 9)</p> <p>第 9 条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。</p> <p>→情報公開</p>	
<p>(P 9)</p> <p>第 9 条第 2 項 議会は、情報通信技術（I C T）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。</p> <p>→情報公開、I C T 活用</p>	前年同
<p>(P 9)</p> <p>第 1 0 条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。</p> <p>→情報公開</p>	
<p>(P 1 0)</p> <p>第 1 1 条第 2 項 あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。</p> <p>→討議力（質問力）、自己研鑽</p>	
<p>(P 1 1)</p> <p>第 1 1 条第 3 項 議員（あなた）の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。</p> <p>→討議力（質問力）、自己研鑽</p>	前年同
<p>(P 1 1)</p> <p>第 1 1 条第 4 項 議員（あなた）の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。</p> <p>→討議力（質問力）、自己研鑽</p>	前年同
<p>(P 1 3)</p> <p>第 1 2 条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7 項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。</p> <p>→議員力、自己研鑽、討議力</p>	
<p>(P 1 3)</p> <p>第 1 2 条第 2 項 議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適</p>	前年同

否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

→討議力（自由討議・議員間討議）

（P 1 3）

前年同

第13条第2項 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。

→議員力、自己研鑽、討議力

（P 1 4）

第16条 議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

→討議力（自由討議・議員間討議）

（P 1 5）

前年同

第16条第2項 本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は必要最小限に留めるものとし議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

→討議力（自由討議・議員間討議）

（P 1 5）

第16条第4項 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

→討議力（自由討議・議員間討議）・情報公開

（P 1 5）

第16条第5項 議員（あなた）は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

→討議力（自由討議・議員間討議）

（P 1 6）

前年同

第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

→討議力（自由討議・議員間討議）、議論深化、政策提案・提言

（P 1 8）

前年同

第23条 議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。

（P 1 9）

第23条第2項 議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。

→議会図書室

(P19)

第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、**不断の改革及び活性化**に努めたと考えるか。

→議員力、自己研鑽、議会改革の推進

(P19)

第24条第3項 議会は、**他の自治体議会との交流及び連携**を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

→議員力、自己研鑽、議会改革の推進

前年同

(P19)

第24条第5項 議会は、**議会モニター及び議会サポーター**を設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

→議員力、自己研鑽、議会改革の推進

(P22)

第30条第2項 議会及び議員は、**議会基本条例を順守**したと考えるか。

第30条第3項 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、**この条例に定める理念、原則に照らして判断**したと考えるか。

(P22)

第31条 議会は、**1年ごとに**、この条例の目的が達成されているかどうかを**検証し、公表した**と考えるか。

第31条第2項 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の**改正を含めて適切な措置を講じた**と考えるか。

→議会基本条例の検証、議会改革の推進

※「主要」＝主要事業、「策」＝活性化策、「研」＝研修計画